

医事会計・宿日直・外来クラーク業務委託契約書 (案)

愛媛県立新居浜病院長 ●● ●● (以下「甲」という。)と (以下「乙」という。) は、次の条項により契約を締結する。

(委託業務の内容)

第1条 甲は、愛媛県立新居浜病院 (以下「病院」という。) における医事会計・宿日直・外来クラーク業務 (以下「業務」という。) を、別紙「業務仕様書」により乙に委託し、乙は、これを受託する。

(委託料)

第2条 甲は、乙に対し、委託料として 円 (内消費税及び地方消費税の額 円) を支払う。

(委託の期間)

第3条 乙は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、業務を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、翌年度以降において甲の歳入歳出予算の金額について減額又は削減があった場合は、この契約は解除するものとする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、免除する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(再委託等の禁止)

第6条 乙は、業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務実施計画書の提出)

第7条 乙は、契約締結後速やかに業務実施計画書を甲に提出し、甲の承認を受けるものとする。

(業務実施計画の遂行)

第8条 乙は、業務実施計画書に記載した事項について、これを誠実に遂行しなければならない。

(業務実施計画の変更)

第9条 乙は、業務実施計画書の内容を変更しようとするときは、事前に業務実施変更計画書を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更はこの限りでない。

(調査等)

第10条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(報告及び確認)

第11条 乙は、毎月の業務が完了したときは、遅滞なく甲に業務完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から起算して10日以内に業務の完了について確認を行うものとする。

(委託料の支払)

第12条 委託料の支払いは年間12回払いとし、別添委託料月別支払額表に基づき支払うものとする。

2 乙は、毎月、業務完了の確認を受けた後、委託料の支払いを請求書により請求するものとし、甲は、請求書を受理した日から起算して、30日以内に委託料を支払うものとする。

(契約内容の変更)

第13条 次の各号の一に該当する場合は、甲乙協議のうえ、契約を変更することができる。

- (1) 業務量に著しい変更が生じた場合
- (2) 経済変動又はやむを得ない理由により、委託料が著しく不相当と認められる場合
- (3) その他甲が必要と認めた場合

(契約の解除)

第14条 甲及び乙は、相手方がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、その理由を付した書面をもって、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなく、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 重大な過失又は背信行為があったとき
- (2) この契約に違反したとき

(3) 委託業務を遂行することが困難であるとき

(4) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者をいう。）が、暴力団員等（愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この号において同じ。）と認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

3 第1項及び第2項の規定により契約を解除したときは、甲は委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

4 第1項の規定に該当する場合のほか、甲又は乙が、この契約を解除しようとするときは、3ヶ月前までに書面をもって通知しなければならない。

（事務の引継ぎ）

第15条 この契約を解除する場合、又は委託期間の満了等により継続しない場合は、乙は、甲の指示に従い、業務に停滞が生じないよう適切かつ確実に、甲が指示する者に対して事務を引き継がなければならない。

（損害賠償）

第16条 乙は、その責に帰する理由により、業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（契約不適合責任）

第17条 甲が、乙の作成した成果品、あるいは乙の作業に対し種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであると認めたときは、甲は、乙に対して相当の期限を定めて履行の追完を請求することができる。

2 甲は、前項に規定する場合において、相当の期間を定めて履行の追完の催告を

したにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができるものとする。ただし、次号のいずれかに該当する場合は催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができるものとする。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(秘密の保持)

第18条 乙は、業務の実施において知り得た秘密を他に漏らし、又は業務を遂行する目的以外に使用してはならない。また、個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(使用者の義務)

第19条 乙は、この契約を履行するうえで生じる乙の従業員に対する使用者として法律に規定された全ての義務を負うものとする。

(経費の負担)

第20条 甲は、乙が業務の遂行に必要な次に掲げる経費を負担するものとする。

- (1) 通信運搬費
 - (2) 光熱水費
 - (3) 各種用紙に関する経費
 - (4) 事務用品
 - (5) その他必要と認めたもの
- 2 甲は、乙が業務を遂行するために必要と認めた施設及び備品類を、乙に無償で使用させることができる。

(施設管理)

第21条 乙は、甲が施設管理上必要と認めて行った指示、命令等に従わなければならない。

(個人情報の保護)

第22条 乙は、委託業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を順守しなければならない。

(その他)

第 23 条 この契約に定めのない事項で疑義が生じた場合は、愛媛県公営企業会計規程（昭和 46 年愛媛県公営企業管理規程第 9 号）によるものとし、同規程に定めのない場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 新居浜市本郷 3 丁目 1 番 1 号
愛媛県立新居浜病院
院 長 ●● ●●

乙

【別記】

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務（以下「契約業務」という。）の処理に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、契約業務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、上記の義務を遵守させるため、この業務に従事する社員、その他の者（以下「業務従事者」という。）から誓約書（別紙様式）を徴し、業務実施計画書に添付して甲に提出しなければならない。なお、業務従事者に変更を生じた場合には、その都度、誓約書を甲に提出しなければならない。

(従業員への周知)

第3 乙は、契約業務に従事する者を必要な範囲に限定し、その者の在職中のみならず、退職後においても、契約業務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、愛媛県個人情報保護条例の規定に基づき処罰される場合があること、その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(保有の制限)

第4 乙は、契約業務に係る個人情報を保有するときは、契約業務の目的を明確にするとともに、契約業務の目的達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、契約業務を処理するために、本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対して業務目的を明示しなければならない。

(適正な管理)

第5 乙は、契約業務に係る個人情報の漏えい、滅失、損失及び改ざんの防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用と提供の制限)

第6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、契約業務に係る個人情報を当該業務処理以外の目的に自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による個人情報を扱う業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託する場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めなければならない。

3 乙が甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託したときは、委託業務に係る当該第三者の行為は、乙の行為とみなす。

(複写及び複製の禁止)

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、契約業務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(事故報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(調査・勧告)

第10 甲は、乙に対して必要に応じて報告を求め、又は契約業務に係る個人情報の適正な管理に必要な限度において、立入調査をすることができる。

2 甲は、乙の契約業務に係る個人情報の取扱いが不相当と認められるときは、必要な勧告を書面で行うことができる。

(資料等の返還等)

第11 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資

料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(実地調査)

第 12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理の状況について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第 13 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(その他)

第 14 乙は、この特記事項に定めるもののほか契約業務に係る個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

(参考) 愛媛県個人情報保護条例

(委託に伴う措置等)

第 14 条 実施機関は、個人情報取扱事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託するときは、当該委託に係る契約において、委託を受けたものが講ずべき個人情報の保護のために必要な措置を明らかにしなければならない。

2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたものは、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

4 前3項の規定は、実施機関が地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき同項の指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合について準用する。

(罰則)

第 49 条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第 14 条第 2 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)の事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(公文書に記録されている個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の公文書に記録されている個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第 50 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書に記録されている個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

別添

委託料月別支払額表（令和3年度）

月 分	支払額（円）
4月分	
5月分	
6月分	
7月分	
8月分	
9月分	
10月分	
11月分	
12月分	
1月分	
2月分	
3月分	
合計年額	

別添

委託料月別支払額表（令和4年度及び5年度）

月 分	支払額（円）
4月分	
5月分	
6月分	
7月分	
8月分	
9月分	
10月分	
11月分	
12月分	
1月分	
2月分	
3月分	
合計年額	